

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人の亡子（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社C支店（以下「事業場」という。）に雇用され、通信設備保守業務等に従事していた。
- 2 被災者は、平成〇年〇月〇日、自宅居室で縊死しているところを請求人に発見され、D医療機関に緊急搬送されたところ、同日午後〇時〇分、死亡が確認された。死亡診断書には、「直接死因：縊死」、「死因の種類：自殺」と記載されている。

請求人によれば、被災者の死亡は、仕事内容、仕事量の大きな変化等により、業務による心理的負荷が過度に蓄積し精神障害を発病したことに起因するという。

- 3 本件は、請求人が被災者の精神障害の発病及び死亡は業務上の事由によるものであるとして遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人  
(略)

## 2 原処分庁

(略)

## 第4 争 点

被災者に発病した精神障害及び死亡が業務上の事由によるものであると認められるか。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 理 由

### 1 当審査会の事実認定及び判断

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 被災者は、平成〇年〇月〇日に自殺しているが、被災者の精神障害の発病について、労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）は、同年〇月中旬頃に「F 3 2. 1 中等症うつ病エピソード」（以下「本件疾病」という。）を発病したものと診断されると述べている。当審査会としては、被災者の症状の経過から、専門部会の意見は妥当なものと考えるところであり、被災者は同月中旬頃に本件疾病を発病したものと判断する。

(2) ところで、本件疾病を含む精神障害の業務上外の判断に当たっては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えるところから、以下、認定基準に基づいて検討する。

(3) 本件疾病の発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）における発病に関与したと考えられる出来事について、請求人は、「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事」があり、被災者は入社後3か月余りで不慣れで困難な業務に就かされ、当番勤務により十分に睡眠も取れない状況にあったことから、その心理的負荷の強度は「強」とであると主張しているため、当審査会において、改めて一件記録を精査し検討すると、次のとおりである。

ア 被災者は、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までを試用期間として事業場に雇用され、当初はE支店長もしくはFに同行し点検業務等に従事しており、緊急待機の当番も割り当てられていなかった。

イ その後、被災者は、人手不足のため、試用期間終了前の同年〇月〇日から緊急待機当番が割り当てられ、深夜に及ぶ時間外労働も月に数回みられるところであり、監督署作成の被災者の労働時間集計表によれば、発病前3か月目の時間外労働時間数が29時間5分であるのに対し、発病前2か月目の時間外労働時間数が62時間3分となっていることが認められる。また、Gが、要旨、「定期点検を覚えるため、最初の1か月は被災者とFとで一緒に作業を行うことが多かったと思うが、被災者の覚えが早かったので、残りの2か月間は被災者が定期点検を担当していたと思う。」と述べていることから、被災者は、業務の習熟が早く入社後1か月ほど経過してからは、定期点検業務を1人で担当する等業務分担が増えていたものと推認される。したがって、この出来事は認定基準別表1の具体的出来事の「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するものであり、時間外労働時間数が62時間余りであること、専門性が高いとはいえ本来業務であることから、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、その心理的負荷の総合評価は「中」であるものと判断する。

ウ なお、請求人は、緊急待機当番による自宅待機の時間が労働時間に該当する旨主張している。この緊急待機当番は、平日の勤務終了後から翌日の勤務開始まで及び休日に2人1組で割り振られ、通信設備の故障等の緊急連絡があった場合に現場に赴き修理等の対応を行うものであり、緊急待機当番中は飲酒や遠方への移動はできないものの、外出を含め行動に制限はなく自由となっている。また、被災者は、この緊急待機当番を、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの間に30回割り振られているが、緊急連絡はまれであって、実際に故障対応等に出動しているのは4回であり、当該出動時間は時間外労働として算定している。そうすると、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、緊急待機当番中に被災者が使用者の指揮命令下に置かれていたとはいえず、緊急待機当番中の時間を全て労働時間とみることはできない。さらに、請求人は、緊急待機当番で待機中の精神的緊張を過重性として考慮されるべきとも主張しているが、たとえ請求人が主張するように被災者が新人で緊急待機当番に慣れていないとの事情を考慮しても、上記のような緊急待機当番の状況を踏まえれば、上記イの出来事の心理的負荷の強度は「強」には至らないものと判断する。

エ 請求人は、事業場の人手不足により新入社員が緊急待機当番になるという不十分な支援協力体制を考慮すれば、被災者の業務負担についての心理的負荷の総合評価を「強」と評価すべきであるとも主張している。この点、被災者が勤務していた当時は事業場の作業員の人数が少なく、試用期間終了前から被災者が緊急待機当番を割り振られているが、被災者は入社後1か月程度はE支店長及びFと現場に同行し定期点検作業の指導を受けるなど、事業場として被災者に対する育成指導に配慮していたことが認められる。そして、被災者の習熟が早かったことから、定期点検作業の担当及び緊急待機当番を割り振ったとの事情に鑑みれば、試用期間終了前に業務量が増加したことについては、その心理的負荷が「強」とまでいえるものではないから、請求人の上記主張は採用することはできない。

(4) 評価期間におけるその他の出来事として、認定基準別表1の具体的出来事の「上司とのトラブルがあった」、「同僚とのトラブルがあった」及び「2週間以上にわたって連続勤務を行った」に該当する出来事が認められるが、決定書理由に説示のとおり、いずれもその心理的負荷の強度は「弱」である。

(5) 以上のことから、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり評価期間における心理的負荷の全体評価は「中」であり、被災者の本件疾病の発病及び死亡は業務上の事由によるものとは認められないものと判断する。

なお、請求人のその余の主張についても精査したが、上記判断を左右するものは見いだせなかった。

### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。